

等級	短期 年金	標準報酬月額	報酬月額 以上 未満	短期（福祉）掛金 （ 9.251／100 ）		介護掛金 （ 1.554／100 ）		加入者保険料 （17.451／100 ）		退職等年金給付掛金 （ 1.20／100 ）		甲種加入者の負担額計		乙種 短期（福祉）掛金 （ 9.196／100 ）		乙種加入者の負担額計		丙種 福祉掛金 （ 0.195／100 ）		丙種加入者の負担額計
				掛金額	加入者負担額 ①	掛金額	加入者負担額 ②	保険料額	加入者負担額 ③	掛金額	加入者負担額 ④	介護掛金あり ①＋②＋③＋④	介護掛金なし ①＋③＋④	掛金額	加入者負担額 ⑤	介護掛金あり ②＋⑤	介護掛金なし ⑤	掛金額	加入者負担額 ⑥	③＋④＋⑥
1		58,000	63,000未満	5,365.58	2,683	901.32	451	※1	※1	※1	※1	11,340	10,889	5,333.68	2,667	3,118	2,667	113.10	57	8,263
2	※1	68,000	63,000 ～ 73,000	6,290.68	3,145	1,056.72	528	15,356.88	7,678	1,056.00	528	11,879	11,351	6,253.28	3,127	3,655	3,127	132.60	66	8,272
3		78,000	73,000 ～ 83,000	7,215.78	3,608	1,212.12	606					12,420	11,814	7,172.88	3,586	4,192	3,586	152.10	76	8,282
4	1	88,000	83,000 ～ 93,000	8,140.88	4,070	1,367.52	684	15,356.88	7,678	1,056.00	528	12,960	12,276	8,092.48	4,046	4,730	4,046	171.60	86	8,292
5	2	98,000	93,000 ～ 101,000	9,065.98	4,533	1,522.92	761	17,101.98	8,551	1,176.00	588	14,433	13,672	9,012.08	4,506	5,267	4,506	191.10	96	9,235
6	3	104,000	101,000 ～ 107,000	9,621.04	4,811	1,616.16	808	18,149.04	9,075	1,248.00	624	15,318	14,510	9,563.84	4,782	5,590	4,782	202.80	101	9,800
7	4	110,000	107,000 ～ 114,000	10,176.10	5,088	1,709.40	855	19,196.10	9,598	1,320.00	660	16,201	15,346	10,115.60	5,058	5,913	5,058	214.50	107	10,365
8	5	118,000	114,000 ～ 122,000	10,916.18	5,458	1,833.72	917	20,592.18	10,296	1,416.00	708	17,379	16,462	10,851.28	5,426	6,343	5,426	230.10	115	11,119
9	6	126,000	122,000 ～ 130,000	11,656.26	5,828	1,958.04	979	21,988.26	10,994	1,512.00	756	18,557	17,578	11,586.96	5,793	6,772	5,793	245.70	123	11,873
10	7	134,000	130,000 ～ 138,000	12,396.34	6,198	2,082.36	1,041	23,384.34	11,692	1,608.00	804	19,735	18,694	12,322.64	6,161	7,202	6,161	261.30	131	12,627

（注１）短期（福祉）掛金率には子ども・子育て支援金分掛金率が含まれています。

（注２）「加入者保険料」は都道府県からの補助金がない場合の率及び金額を表示しています。

＊1 甲種加入者の負担額計

甲種校（短期（福祉）掛金、介護掛金、加入者保険料及び退職等年金給付掛金が適用される学校）に所属する７０歳未満の加入者の掛金等は「甲種加入者の負担額計」欄をご覧ください。

なお、４０歳以上６５歳未満の介護保険法における第２号被保険者に該当する加入者の掛金等は、「介護掛金あり」欄を、４０歳未満及び６５歳以上７０歳未満の加入者の掛金等は、「介護掛金なし」欄をご覧ください。

＊2 乙種加入者の負担額計

甲種校に所属する７０歳脱退（７０歳以上で短期のみ加入している）及び後期高齢者医療制度の不該当（７５歳以上で海外に在住のため、後期高齢者医療制度の適用を受けない）の加入者の掛金は「乙種加入者の負担額計」の「介護掛金なし」欄をご覧ください。

また、乙種校（短期給付のみ適用される学校）に所属する加入者のうち、４０歳以上６５歳未満の加入者の掛金は「乙種加入者の負担額計」の「介護掛金あり」欄を、４０歳未満の加入者及び６５歳以上の加入者の掛金は「介護掛金なし」欄をご覧ください。

＊3 丙種加入者の負担額計

丙種校（年金等給付のみ適用される学校）の加入者や、甲種校に所属する６５歳以上７０歳未満で後期高齢者医療制度の適用を受けることとなった加入者の掛金等は、「丙種加入者の負担額計」欄をご覧ください。

なお、福祉事業分掛金については短期給付等にかかる標準報酬月額をもとに算定しています。短期給付等にかかる標準報酬月額の上限額は139万円となります。

＊4 加入者負担額の計算方法

「標準報酬月額」にそれぞれの掛金等の率を乗じた金額（早見表表面の「掛金額」又は「保険料額」欄）を折半し（注）端数処理をした金額です。端数処理の方法は次のとおりです。

①給与から控除する場合は、折半した額の端数が５０銭以下の場合は切り捨て、５０銭を超える場合は切り上げて１円とします。

②加入者が加入者負担分を学校法人等へ現金で支払う場合は、加入者負担分の端数が５０銭未満の場合は切り捨て、５０銭以上の場合は切り上げて１円となります。

③上記①、②にかかわらず、円未満の端数処理について、学校法人等と加入者の間で特約がある場合には、この限りではありません。

（注）都道府県から加入者保険料に対する補助が「加入者のみ」に出ている場合の加入者保険料の加入者負担額は、次のように計算します。

標準報酬月額×（加入者保険料率／２－都道府県からの補助率）／１００（端数は上記により処理）

【例】 標準報酬月額 １２６,０００円、加入者保険料率が１７.４５１／１００で、都道府県から加入者保険料の０.４／１００相当額加入者のみに補助がある場合。給与からの控除とする。

１２６,０００×（１７.４５１÷２－０.４）÷１００＝１０,４９０.１３→１０,４９０（円）

II 報酬にかかる掛金等の計算事例

＊短期（福祉）掛金、介護掛金、加入者保険料及び退職等年金給付掛金の4つの掛金等ごとに納付通知額を求めます。

≪短期（福祉）掛金 掛金率 9.251/100の場合≫				単位:円		
	① 標準報酬月額	② 掛金額 (①×掛金率)	③折半額 (②÷2)	④ 加入者負担額	⑤ 学校法人等 負担額	
Aさん	180,000	16,651.80	8,325.90	8,326		給与から控除する場合、「③折半額」の端数は、50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げ
Bさん	190,000	17,576.90	8,788.45	8,788		
Cさん	220,000	20,352.20	10,176.10	10,176		学校法人等負担額（iv）＝ 納付通知額（ii）－ 加入者負担額合計（iii） 70,770＝141,540－70,770
Dさん	410,000	37,929.10	18,964.55	18,965		
Eさん	530,000	49,030.30	24,515.15	24,515		
合計		(i)141,540.30		(iii)70,770	(iv)70,770	納付通知額（ii）＝ ②掛金額の合計（i）の額から1円未満の端数を切り捨てた額 ＊賞与掛金等のある月は、それぞれの合計額（i）を求めて合算した後に端数を切り捨てます。
納付通知額		(ii)141,540				

III 子ども・子育て拠出金の計算方法

（各加入者の加入者保険料にかかる標準報酬月額 × 拠出金率）の総額 ＝ 拠出金額（1円未満の端数が出た場合は切り捨てます）